

福島第一原発事故賠償に関し原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解案に加害者側への裁定機能を法定すること及び現在の中間指針等の抜本的見直しを求める意見書

1 意見の趣旨

- (1) 現在の原子力損害賠償紛争解決センター（以下、「センター」という）の和解仲介機能に限界があることを踏まえ、センターにおける紛争解決の実効性を確保するためにも、センターにおける和解案に加害者側への裁定機能を法定すべきである。
- (2) 現在の中間指針等（原子力損害賠償紛争審査会が策定した原子力損害賠償にかかる指針類）は、福島第一原発事故におけるふるさとや生活基盤の喪失等、今なお続く被害の実態を適切に捉えたものとはいえないことが明らかであるから、中間指針等を定める国の原子力損害賠償紛争審査会は、避難者ら被害者を審査手続に参加させる等して現在の被害実態を丁寧に調査した上で、同指針自体を抜本的に見直し被害実態に合致した賠償基準を改めて策定すべきである。

2 意見の理由

- (1) 2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「本件事故」という）から8年が経過した。

本件事故においては、現在も福島県内外で5万人近くが、千葉県内だけでも2000人以上がいまだに避難生活を余儀なくされている。本件事故に伴う避難指示は、2017（平成29）年3月31日に浪江町、飯舘村、川俣町山木屋地区で、同年4月1日に富岡町で、本年4月10日に大熊町で一部を除き解除されたが、いまだに、双葉町の全域と前記富岡町や大熊町等を含む近隣市町村の帰還困難区域では避難指示が継続している。さらに、これら避難指示が解除された区域における東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」という）による慰謝料の支払は、2018年3月をもって終了した。

しかしながら、避難指示の解除後も、避難元地域での医療や福祉等を含む復興は遅々として進んでおらず、多くの避難者にとって帰還の見通しは立っていない。避難者は、その地域での人と人のつながり、コミュニティを含む生活基盤を根底から丸ごと失ったものであり、損害は不可逆的で、一度その地域での生活基盤を喪失した以上、仮に帰還しても以前と異なる生活が待っているにすぎない。

- (2) このように未だに被害が継続する中、本件福島原発事故を含む原子力損害賠償の和解仲介手続を行う原子力損害賠償紛争解決センターにおいて、東京電力が同センターの和解案を拒否する事例が相次いでいる。

2018（平成30）年4月以降、浪江町集団申立て、飯館村蕨平地区集団申立て、飯館村比曾地区集団申立て、飯館村前田・八和木地区集団申立て、飯館村集団申立て、川俣町小綱木地区集団申立て、福島市渡利地区集団申立てという7件の申立て（これらの申立人は合計約2万4700人に及ぶ）が、東京電力の和解案拒否により、和解仲介手続の打ち切りに至っている。さらに、その後も、相馬市玉野地区集団申立て、伊達市富成地区集団申立ての一部地区についても、同様に東京電力はセンターの示した和解案を拒否し続けている。このように現在の状況では、公正で円滑、迅速な賠償の実現というセンターの趣旨に反し、多数の被害者らの救済に重大な支障が生じている。

(3) この点、東京電力は、和解案の受諾を拒否する理由として、主として、センターの和解案が「中間指針等に乖離するものである」等の理由を挙げている。

しかしながら、中間指針等（原子力損害賠償紛争審査会が策定した原子力損害賠償にかかる指針類）は、「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」（原賠法18条2項2号）として定められたものにすぎず、当然ながら、賠償範囲や賠償額の上限額を画するものではない。中間指針第四次追補においても、当該指針が他の合理的な損害額の算定方法の採用を排除するものではないと認めた上で、東京電力に対し、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、個別の事例や類型ごとに当該損害の内容に応じて、合理的かつ柔軟な対応と同時に被害者の心情にも配慮した誠実な対応を求めているところである。このように中間指針等は、あくまでも自主的な紛争解決基準における最低限の賠償水準を示したものにすぎないのであり、このことは、現に原発事故被害者により全国の地裁で提訴された原発事故被害に基づく損害賠償請求集団訴訟における各地裁判決（千葉地裁や福島地裁や東京地裁等）がいずれも、中間指針等に拘束されず、これを上回る賠償を認容していることから明らかである。

東京電力は、これまで国に提出した総合特別事業計画の中で「3つの誓い」として、被害者に寄り添い、最後の1人まで賠償を貫徹することや、原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解仲介案を尊重するとともに、和解仲介手続の迅速化に取り組むこと等を公表している。現在の東京電力の対応は、これら自ら公にした約束に明らかに反するもので、被害者の立場からすれば、むしろ事故から8年が経過した中で被害を一方的に切り捨て、収束させようとする態度とみなさざるをえない。

(4) 当会では、2012（平成24）年9月12日付「東京電力福島第一原子力発電所事故に関する損害賠償手続についての国及び東京電力株式会社に対する意見書」をはじめとして、2018（平成30）年3月14日付「東日本大震災に伴

う福島第一原子力発電所事故から7年を迎えての会長声明」等をもって、繰り返し、東京電力や国に対し、本件事故の被害者、避難者の被害の実態を踏まえた、個々人の生活基盤の回復につながる迅速で実効的な賠償及びその実現のための適切な賠償基準の策定等の措置を求めてきた。

前記中間指針等の性質や東京電力の対応状況からすると、現在のセンターの和解仲介機能には限界があると考え他なく、センターにおける紛争解決の実効性を確保するためにも、センターから示された和解案に東京電力に対する片面的な法的拘束力を認めること、すなわち、センターによる紛争についての裁定機能を法定することが現実的な制度改正として不可避である。

合わせて、この間の司法判断を踏まえれば、現在の中間指針等は、本件事故によるふるさとや生活基盤の喪失等、今なお続く被害の実態を適切に捉えたものとはいえないことが明らかであるから、中間指針等を定める国の原子力損害賠償紛争審査会は、避難者ら被害者を審査手続に参加させる等して現在の被害実態を丁寧に調査した上で、同指針自体を抜本的に見直し被害実態に合致した賠償基準を改めて策定すべきである。また、賠償では補完されない避難者に対する住宅や生活支援に関する恒久的な救済制度についても新たに構築すべきである。

- (5) 終わりに当会は、本件事故から8年を経た今もなお多くの避難者が千葉県を含む全国各地で避難生活を余儀なくされている等、被害回復の途上にある現実を直視し、被害の事実を風化させることなく、引き続き本件事故の被害者の支援に全力を尽くすことを誓う。

2019（令和元）年6月24日

千葉県弁護士会

会長 小見山 大